

令和8年1月27日

独立行政法人水資源機構分任契約職
利根導水総合管理所長 秋場 宣吉
(公印省略)

見積依頼書

- | | | | |
|--------|---------------------------------|----|------|
| 1 件名 | セキュリティUSBメモリー購入(オープンカウンター方式による) | | |
| 2 納品場所 | 埼玉県志木市下宗岡3-20-12 | | |
| 3 納期 | 契約締結の翌日 | から | 30日間 |
| 4 内容等 | 別途、仕様書等のほか下記のとおり。 | | |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|--|
| 1 現場説明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 本店、支店又は営業所が、埼玉県、群馬県若しくは東京都に所在する必要があります。
なお、当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。 |
| 3 見積書等 | |
| 1) 様式等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | 電子メール又はFAXによる。(※メールアドレス及びFAX番号は、4)に記載) |
| 3) 見積書提出期限 | 令和8年2月9日 10:00 まで |
| 4) 提出先 | 独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所
FAX番号 048-557-1506 (電子メール)nyukei_tonedo@water.go.jp |
| 5) 担当者 | 総務課 契約担当 |
| 6) 質問書提出期限 | 令和8年2月2日 10:00 まで

※質問の回答については、提出期限の翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 7) 見積日時 | 見積提出期限到来後、遅滞なく実施します。見積参加者の立会は求めません。 |
| 8) 見積回数 | 2回を限度とします。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は 令和8年2月10日 10:00 までとします。 |
| 9) その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見積結果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。 |
| 5 その他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、 <u>履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。</u> | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。 | |
| 4) 同等品以上の物品での見積提出は、 <u>質問書により規格を提示し、当管理所から同等品以上と認める旨を回答した場合に限り有効とします。</u> | |

仕様書

1 件名

セキュリティUSBメモリー購入(オープンカウンター方式による)

2 納入品目

品名	規格	単位	数量
アイ・オー・データ機器 パスワードボタン付きセキュリティUSBメモリー 64GB	ED-HB3/64G (参考カタログ:アイ・オー・ データ機器・カウネット)	本	6

※本件は全て同等品又は後継品を可能としますが、質問書提出期限までに質問により規格等をご提示ください。

3 納入場所

〒353-0003

埼玉県志木市下宗岡3-20-12

独立行政法人 水資源機構 利根導水総合管理所 秋ヶ瀬管理所

電話:048-471-3583

FAX:048-487-1043

4 納品における配送料等諸経費について

配送料等の諸経費も見積に含めるものとする。

5 納期

契約締結の翌日から 30日間 とする。

6 その他

本仕様書に記載なき事項については、発注者受注者協議して定めるものとする。

以下余白